

明日の高梁川を語る会 公開規定

（目的）

第1条 本規定は、明日の高梁川を語る会（以下「語る会」という。）の議事内容について、流域住民等への周知を図るため、明日の高梁川を語る会規約第6条の規定に基づき、公開の方法を定めるものである。

（語る会開催の周知）

第2条 語る会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び岡山河川事務所ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）により一般に周知する。

（語る会の公開）

第3条 語る会は原則公開とする。

- 2 語る会で委員に配布される資料は、貴重な生物種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料をウェブサイトで公表する。
- 3 語る会の議事内容は、委員の意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、ウェブサイトで公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

（語る会の傍聴）

- 第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、あらかじめ事務局に申し入れ許可を得た者に限る。
- 2 語る会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合は、この限りではない。
 - 3 座長は、傍聴者が会議進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為、その他会議の妨害となるような行為を行った場合には、傍聴者に退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。
 - 4 傍聴者は、事務局の指示に従わなければならない。

（その他）

第5条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、語る会で定める。

附則

（施行期日）

この規約は、平成27年8月28日から施行する。

令和3年11月10日に一部を改正する。

令和4年10月31日に一部を改正する。